



退職金関係の改正について

令和7年度税制改正では退職所得関係について改正が入りました。
今回の改正では退職所得控除額の調整規程や退職所得の源泉徴収票の
提出範囲について見直しがされました。

退職所得の計算方法

退職所得の金額は原則次のように計算されます。

退職所得の金額＝（収入金額－退職所得控除額）×1/2

退職所得控除額は勤続年数に応じて以下のように計算されます。

勤続年数(=A)	退職所得控除額
20年以下	40万円×A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円＋70万円×(A－20年)

(国税庁 HP より引用)

なお、一定の期間内に複数の退職金を受けとった場合には、退職所得控除額の調整(減算)が必要となります。

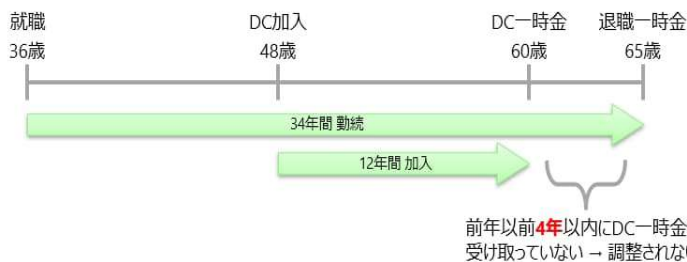
控除額の調整期間の見直し

改正前は退職金を受け取った年の前年以前4年のうちに、他の会社等からの退職金や確定拠出型年金(企業版 DC・iDeCo)の老齢一時金(以下、DC一時金等)の支給を受けた場合には退職所得控除額の計算について調整が必要となっていました。

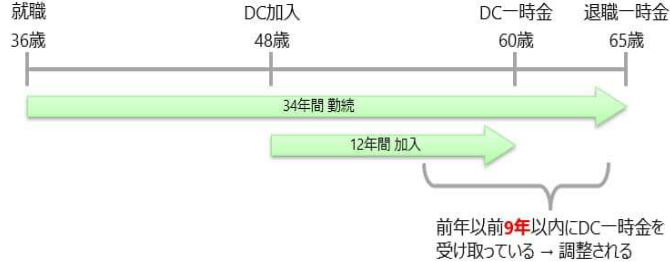
改正により、退職金の支給を受けた年の前年9年以内に、DC一時金等の支給を受けている場合には退職所得控除の計算について調整が必要となりました。

また、DC一時金等の支給を受けた場合には、その支給を受けた年の前年以前19年のうちに、DC一時金等以外の退職金の支給を受けていれば退職所得控除額の調整が必要となります。

改正前



改正後



(<https://ideco.kddi-am.com/learn/column/ideco0111/>より引用)

退職所得の源泉徴収票の提出範囲の拡大

退職金の支払者は、退職金の受給者が居住者である場合、退職金の支給後1ヶ月以内に退職所得の源泉徴収票の交付・提出が必要となります。

退職所得の源泉徴収票については、受給者が役員の場合には受給者本人への交付及び税務署・市町村への提出が必要です。しかし、受給者が従業員の場合には税務署及び市町村への提出は不要とされています。

改正後は受給者が役員・従業員にかかわらず、受給者への交付及び税務署・市町村への提出が必要となります。

令和7年度税制改正適用時期

退職所得控除の調整期間に関する改正は、令和8年1月1日以降にDC一時金等及び退職金等の支払いをする場合に適用されます。

※内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。(担当：小林)